

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う
教師の在り方特別部会の設置について（案）

令和 3 年 月 日
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成 12 年政令第 280 号）第 6 条及び中央教育審議会運営規則（令和 3 年 月 日中央教育審議会決定）第 4 条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の部会を設置する。

なお、この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
(所掌事務)

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について調査審議すること。